

# 第1章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画の趣旨

国では、進行する少子化に対応するため、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）を柱として、仕事と子育ての両立支援を中心に子どもを生き育てやすい環境整備に重点を置いた施策を進め、「待機児童ゼロ作戦」などのさまざまな対策を実施しています。

しかし、このような取組にもかかわらず、平成15年の人口動態統計では、わが国の出生数は112万3,828人で、前年の115万3,855人より3万27人減少し、また、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は1.29で、前年の1.32を下回り、少子化の進行に歯止めがかかっていない状況です。

さらに、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、児童虐待やいじめ・不登校など、子どもに関する問題は増加、深刻化する状況にあります。

ところで、茨木市の出生数は、平成11年の2,854人から平成15年には2,677人に、合計特殊出生率は平成11年の1.37から平成15年には1.26にいずれも減少し、茨木市の場合も少子化は着実に進行しています。

国では、歯止めのかからない少子化の進行に対し、従来の取組をさらに一歩進め、「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」）を平成15年7月に制定しています。

推進法では、市町村は国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）の策定を義務付けています。

茨木市においても、推進法の考え方を踏まえ、地域において市民が安心して子どもを生き育てることができる環境づくり、子どもたちが夢と希望をもって個性や可能性を伸ばせる環境づくりに向け、今後5年間に取り組むべき課題を明らかにし、総合的・計画的に子育て支援及び少子化問題に関する対策を推進するための新たな計画として、「茨木市次世代育成支援行動計画」（以下、「行動計画」という）を策定するものであります。

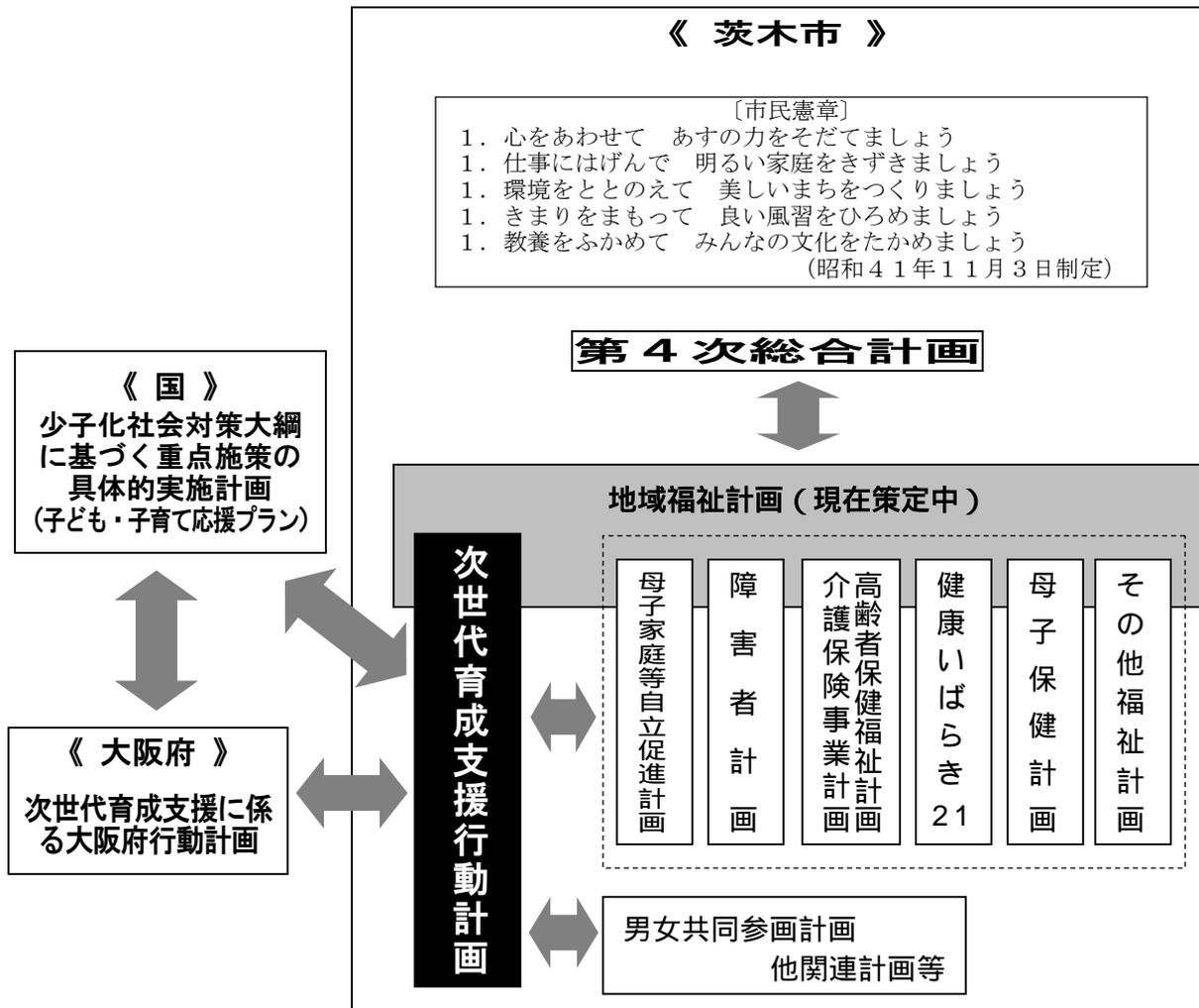
## 2. 計画の性格

行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけられるとともに、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として策定するものです。

国では、これまでの新エンゼルプランが各種の保育対策等の仕事と子育ての両立支援に主眼が置かれていたのに対し、これらに加えて、子どもの育ちという視点や、児童虐待の問題にみられるように子どもの育つ環境という視点にも重きを置いて、より幅の広い、総合的なプランとして、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」を策定しました。

大阪府でも、「ユースチャレンジ21（第3次大阪府青少年育成計画）」（平成13年1月策定）及び「大阪府子ども総合プラン」（平成15年1月策定）を改組・発展させた「次世代育成支援に係る大阪府行動計画」を、乳幼児期から青年期まで各成長段階に応じた取組を推進するための総合的な計画として策定しました。

【関連計画等との関係図】



茨木市では、この行動計画を府の計画と整合性を保ちながら、まちづくりの総合的指針である「第4次茨木市総合計画」を上位計画として、未来の茨木をにやう子どもたちの健やかな成長のための部門別計画とするものであり、「茨木市地域福祉計画」「茨木市障害者計画」「茨木市男女共同参画計画」などの関連計画等と調和を図り策定するものです。

### 3. 計画の期間

推進法では、市町村が策定する行動計画の期間は、平成17年度からの5年間で1期（前期計画）と規定していることから、茨木市の計画期間についても、平成17年度から21年度までの5年間で前期計画期間とします。また、平成21年度に前期計画に対する必要な見直しを行い、平成22年度から5年間の後期計画を定めることとなりますが、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画の期間】



### 4. 推進体制

本計画は、市が主体となり、市民の皆さんの協力のもと、家庭・地域・団体・民間企業などがそれぞれの役割をにないつつ相互に連携を図りながら、一体となって推進していくこととします。

計画推進にあたっては、推進組織を設置し、計画の進捗状況を点検するとともに、児童を取り巻く社会・経済情勢や福祉環境の変化により、新たな施策の対応や各事業の見直しが必要な場合にも、弾力的な対応を行うものとします。